

# 保険医療機関等指導事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 県は、保険医療機関の開設者、保険医、保険薬剤師及び柔道整復師に保険給付に関する指導を行わせるため、埼玉県医師会、埼玉県歯科医師会、埼玉県薬剤師会及び埼玉県柔道整復師会（以下「医師会等」という。）に対して、毎年度補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、「補助金等の交付手続等に関する規則」（昭和40年埼玉県規則第15号（以下「規則」という。））に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 国民健康保険法及び関係法令並びに協定書（ただし、埼玉県柔道整復師会に限る。）に定める事項の指導事業
- (2) その他保険給付に関する指導について知事が必要と認める事業

## (補助額)

第3条 補助額は前条の補助対象事業に要する経費の2分の1の額と知事が別に定める額（基準額）とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

## (支払方法)

第4条 補助金の支払方法は、概算払とする。

## (交付申請書の様式等)

第5条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の申請書の提出期限は、別に定めるものとし、その提出部数は1部とする。
- 3 規則第4条第2項に掲げる事項に係る書類の添付は、要しない。

## (交付申請書の添付書類)

第6条 前条の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業費所要額調書（別紙1）
- (2) 事業計画書
  - ①指導実施計画書
  - ②その他

(交付決定通知書の様式)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告書の様式)

第8条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(実績報告書の添付書類)

第9条 前条の報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績調書(別紙2)
- (2) 精算調書(別紙3)

(実績報告書の提出期限)

第10条 規則第13条の実績報告書は、補助事業終了後、速やかに提出するものとする。

(証拠書類の整備保管)

第11条 医師会等は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から、5年間これを保管しなければならない。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から適用する。
- 2 「国民健康保険療養担当者指導費補助金交付要綱」(昭和48年4月1日施行)及び「国民健康保険柔道整復師指導費補助金交付要綱」(昭和60年4月1日施行)は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成9年4月1日から適用する。
- 4 この要綱は、平成10年4月1日から適用する。
- 5 この要綱は、平成19年4月1日から適用する。
- 6 この要綱は、平成20年7月3日から施行する。
- 7 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。
- 8 この要綱は、平成25年7月1日から適用する。
- 9 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。
- 10 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。